

国保税はどうやって決まるの？

記事ID 10341 HPを見る
問 保険医療課 ☎56-0618

国民健康保険（以下、「国保」という）税の計算方式について、詳細にご説明します。国保加入世帯へ郵送にてお届けした国保税の納税通知書中の②ページをご覧ください。

国保加入者の所得や固定資産税（都市計画税を除く）によって変わる部分

④所得割額

世帯の国保加入者の平成28年中の所得に応じて決まります。

【算出方法】
(平成28年中の所得金額-33万円) × 所得割率

+

⑤資産割額

世帯の被保険者の平成29年度の固定資産税に応じて決まります。

【算出方法】
平成29年度固定資産税額 × 資産割率

国保加入者や世帯に一定の金額がかかる部分

⑥均等割額

国保加入者1人につき一定の金額がかかります。

【算出方法】
均等割額 × 国保加入者数

+

⑦平等割額

1世帯につき一定の金額がかかります。

【算出方法】
1世帯平等割額

世帯主と国保加入者の平成28年中の合計所得が基準金額以下の場合に軽減される部分

⑧均等割軽減額

⑥均等割額が軽減されます。

7割軽減：33万円以下
5割軽減：33万円+(27万円×国保加入者数)以下
2割軽減：33万円+(49万円×国保加入者数)以下

+

⑨平等割軽減額

⑦平等割額が軽減されます。

該当者には軽減額が記載されています。

A + B - C = 年間国保税額

⑩限度超過額

国保税が賦課限度額を超える場合は、その超過額が記載されます。年間保険税額は賦課限度額となります。

平成29年度賦課限度額 (医療分) 54万円 (支援分) 19万円 (介護分) 16万円

★事業又は業務の休廃業や長期療養や失業・休業などにより収入が減少し、納付が困難な場合、申請により減免が受けられる場合があります。ご相談ください。

国保税の計算例



加入者 ※固定資産税は都市計画税を除いた金額
【世帯主 (68歳)】
 年金所得 100万円 固定資産税 10万円
【妻 (66歳)】
 年金所得 50万円 固定資産税 0万円

※介護分は、40歳を迎えた月から65歳を迎える月の前月まで加算

ステップ1 各項目の計算を行います。

④所得割額

【世帯主】100万円-33万円=67万円
【妻】 50万円-33万円=17万円
 計 84万円
 (医療分)84万円×4.3% (支援分)84万円×1.2%
(医療分)36,120円 (支援分)10,080円

⑤資産割額

(医療分)10万円×12.0% (支援分)10万円×3.0%
(医療分)12,000円 (支援分)3,000円

⑥均等割額

(医療分)18,000円×2人 (支援分)5,000円×2人
(医療分)36,000円 (支援分)10,000円

⑦平等割額

(医療分)18,800円 (支援分)5,200円

ステップ2 軽減判定を行います。

※軽減判定では、65歳以上で年金所得のある場合、年金所得を最大15万円控除

【世帯主】100万円-15万円=85万円
【妻】 50万円-15万円=35万円
 計 120万円

⑧均等割軽減額

(医療分) 7,200円 (支援分) 2,000円

⑨平等割軽減額

(医療分) 3,760円 (支援分) 1,040円

2人世帯の場合

0円	33万円	87万円	131万円
7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし

ステップ3 年間国保税を計算します。

平成29年度国保税率等

	(医療分)	(支援分)
④所得割額	36,120円	10,080円
⑤資産割額	12,000円	3,000円
⑥均等割額	36,000円	10,000円
⑦平等割額	18,800円	5,200円
⑧均等割軽減額	7,200円	2,000円
⑨平等割軽減額	3,760円	1,040円
計 (A + B - C)	91,960円	25,240円
100円未満切捨	91,900円	25,200円
(医療分)+(支援分)=117,100円	年間国保税額	

税率等欄	医療分 ※1	支援分 ※2	介護分 ※3
所得割率 (%)	4.3	1.2	0.8
資産割率 (%)	12.0	3.0	1.0
均等割額 (円)	18,000	5,000	5,000
平等割額 (円)	18,800	5,200	4,500
賦課限度額 (円)	540,000	190,000	160,000

※1 国保加入者の医療費に充てられます。全ての被保険者が対象。
 ※2 後期高齢者医療制度に充てられます。全ての被保険者が対象。
 ※3 介護保険事業に充てられます。40歳以上65歳未満の被保険者が対象。